

## 共通到達度確認試験 第1回～第4回試行試験報告書のポイント

	第1回試行試験（平成26年度）	第2回試行試験（平成27年度）	第3回試行試験（平成28年度）	第4回試行試験（平成29年度）
試験の対象・科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修1年次を対象</li> <li>・実施科目：憲法・民法・刑法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修1年次・2年次、既修2年次を対象</li> <li>・実施科目：憲法・民法・刑法 (1年と2年次で同一問題)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修1年次・2年次、既修2年次を対象</li> <li>・実施科目 1年次 憲法・民法・刑法 2年次 憲法・民法・刑法・民事訴訟法・ 刑事訴訟法・商法・行政法 (憲民刑は1年と2年次で一部異なる問題)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修1年次・2年次、既修2年次を対象</li> <li>・実施科目：憲法・民法・刑法 (1年と2年次で同一問題)</li> </ul>
問題数・配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法：30問（100点満点）</li> <li>・民法：45問（150点満点）</li> <li>・刑法：30問（100点満点）</li> </ul> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の比率 2：1</p> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の配点 1：3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法：40問（70点満点）</li> <li>・民法：60問（100点満点）</li> <li>・刑法：40問（70点満点）</li> </ul> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の比率 憲法・刑法が5：3、民法が2：1</p> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の配点 1：3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法：30問（50点満点）</li> <li>・民法：45問（75点満点）</li> <li>・刑法：30問（50点満点）</li> <li>・民事訴訟法：24問（40点満点）</li> <li>・刑事訴訟法：25問（45点満点）</li> <li>・商法：25問（45点満点）</li> <li>・行政法：24問（40点満点）</li> </ul> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の比率 憲法・民法・刑法・民訴法が2：1、 刑訴法・商法が3：2、行政法が3：1</p> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の配点 1：3。行政法は1：2と1：4の組合せ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法：30問（50点満点）</li> <li>・民法：45問（75点満点）</li> <li>・刑法：30問（50点満点）</li> </ul> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の比率 2：1</p> <p>正誤式問題と多肢選択式問題の配点 1：3</p>
試験の設問の在り方・範囲・難易度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出題形式は正誤式及び多肢選択式（概ね5肢から正しいものを選択）。</li> <li>・出題範囲は「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（以下、「コア・カリキュラム」という。）及びWG委員の大学の到達目標を参照し、<u>未修1年次学生にとって必要とされるべき基本的学修内容の修得を確認できるよう出題。</u>なお、法学検定試験委員会が実施する法学既修者試験の問題を一部使用。</li> <li>・<u>科目内においては出題範囲を限定するような措置は講じていない。</u>ただし、一部については未修1年次に扱わない領域（例えば民法における相続）があることに留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修者と既修者の別や学年の別ごとの分析のため、問題数を3割強増やして実施。正誤式と多肢選択式の比率については、問題数の増加に伴い、民法は昨年と同様であるが憲法・刑法については多肢選択式の比率がやや増加。</li> <li>・2年次までの学修を通じて修得すべき基本的学修内容の習得を確認できるよう出題することとし、基礎的な問題を中心としつつも、やや発展的・応用的な内容についても出題。やや発展的・応用的な内容については正答率が低い傾向。</li> <li>・平均点については2年次学生の参加により大幅に増加しているものの、1年次学生のみをみると昨年と同等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法・民法・刑法に関しては第1回試行試験と同じ出題数とし、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法を憲法等より少なめに<u>出題。問題数を前回より減らしたが、大きな不都合はない。</u></li> <li>・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法に関し、試験範囲を限定するかは科目ごとの判断に委ね、限定する場合には事前周知を行うこととしたところ、<u>刑事訴訟法及び商法に関して、一部が試験範囲から除外された。</u></li> <li>・1年次と2年次の共通問題については2年次の方が全体の正解率が高く、受験生の理解度を図ることができた。他方、一部の設問については1年次の正答率が高いなどの結果もあり、長期的な傾向の注視が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出題形式は正誤式及び多肢選択式（概ね5肢から正しいものを選択）。</li> <li>・到達目標モデルは3年間の法科大学院の学修によって到達すべき目標・水準を示すものであることから、未修1年次学生の到達度を確認する試験としては、とりわけ基礎的な理解を確認する必要がある。他方、2年次学生も参加することから、やや発展的・応用的な内容についても出題し、法科大学院における学修状況を検証することも重要である。今回の試行試験では、<u>基礎的な問題を中心としつつ、一定の数については、やや発展的・応用的な問題も出題した。</u></li> <li>・出題範囲を特に限定しなかったが、<u>法科大学院によって教育課程が異なる場合においては、出題範囲を限定する、あるいは、各法科大学院が成績を分析・評価する際に一定の問題を除外するなど、具体的にいかなる対応を講ずべきかについては、さらに検討が必要。</u></li> </ul>

	第1回試行試験（平成26年度）	第2回試行試験（平成27年度）	第3回試行試験（平成28年度）	第4回試行試験（平成29年度）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な知識を端的に確認するためには正誤式問題が適切であるが、一定の知識を前提とした思考力を確認するために多肢選択式の問題と併用すべき。</li> <li>・憲法・刑法が30問、民法が45問であったが、全般的な理解を確認することは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未修者1年次と2年次を比較すると学習について確実な進捗が認められ、2年次においても未修者と既修者の間の学修の達成度において一定の差異が認められる。出題数が増加したためより広い範囲を問うことができるメリットがある一方、特定の範囲に限って正答率が著しく低下する状況は特になく、有意な影響はないため、昨年度と同程度の問題数でも全般的な理解を確認することは十分に可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年別問題に関して、1年次と2年次の学修に段階的な差異があるというよりは、①1年次は基本的な制度・ルールの理解、②2年次は1年次の理解の確認と演習形式の授業による応用、として実際の教育課程を組み立てることが多いことからすれば、②の固有にかかわる出題を短答式により学年別問題として出題することにはやや無理がある。</li> <li>・1年次と2年次の違いは基本的な制度・ルールの理解の定着度の違いというところに現れるのではないかとすれば、<u>学年別問題の出題を行う意義は必ずしも明確ではない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な知識の確認とともに、一定の知識を前提とした思考力を確認するためには、正誤式問題と多肢選択式問題を併用する必要があると思われる。両者のバランスについては、科目の特性を踏まえつつ、今年度と同様、2対1の割合を目安とする出題が適当と思われる。</li> <li>・マークシートによる解答方式では、発展的・応用的な思考能力を具体的に核にするには限界があるが、基礎的な知識や思考力を確認することは十分に可能であると思われる。</li> <li>・問題の難易度については、概ね適切であったと思われる。</li> <li>・問題数も適当と思われる。</li> </ul>
<b>試験実施上の問題点について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施会場に関し、小規模な法科大学院における共同実施の要請がありつつ学生の便宜も考慮すべき。</li> <li>・<u>社会人を中心とする法科大学院においては平日実施の場合に参加が困難。</u></li> <li>・視覚障害を有する学生に対する点訳・墨訳を当該法科大学院において対応し、解答時間を1.5倍として実施した。</li> <li>・各法科大学院に対して個別の学生の成績を知りえないよう対応し、受験学生に対しては全体の試験結果の概要等を公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験に際して特別な措置が必要となる学生への対応については各法科大学院に委ねることとし、点字問題等については申し出のあった法科大学院へ提供。</li> <li>・<u>進級後である4月以降に、法科大学院に対して全体の採点・分析結果と個々の学生の採点結果を提供し、必要に応じて法科が大学院から個別の学生に提供。正解及び全体の概括的な分析結果をホームページ上で学生に対して公開。</u></li> <li>・学内成績と試行試験の結果との比較分析を各法科大学院へ依頼。</li> <li>・学生アンケートを実施。</li> <li>・<u>試験委員を作問委員と点検委員に分けたところ、法曹実務家が点検委員に加わることは、出題内容の適切さを確保する上で重要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害を有する学生は居なかったが、特別対応者のため実施校の判断で回答時間を1.25倍とした法科大学院、PCを用いた別室受験とした法科大学院があった。</li> <li>・マークシートの記入ミスが多数発生したことによる運営側の負担。</li> <li>・朝9時からの開始としたため、交通機関の乱れ等により繰り下げ実施が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害を有する学生は居なかったが、PCを用いたの答案作成およびそれに伴う別室受験の措置をとることとした法科大学院等が3校あった。共通到達度確認試験が本格的に実施される場合には、特別措置に関する対応を前もって十分な検討を行うことが必要。</li> <li>・休学者の受験可否については検討が必要。</li> <li>・作問過程の秘密保全をどう組織的に確保するか検討を要する。</li> </ul>
<b>参加校数</b>	57校（うち3大学は受験者0）	60校（うち2大学は受験者0）	54校（うち1大学は受験者0）	49校
<b>全科目受験者数</b>	476人（58.7%） ※未修1年のみ	1,153人（36.7%） －未修1年：381人（37.4%） －未修2年：260人（28.3%） －既修2年：512人（32.3%）	892人（29.9%） －未修1年：317人（36.9%） －未修2年：194人（22.9%） －既修2年：381人（27.0%）	934人（33.9%） －未修1年：307人（39.6%） －未修2年：214人（31.8%） －既修2年：413人（31.6%）
<b>全科目合計点の得点率</b>	未修1年 62.2%	未修1年 63.8% 未修2年 69.0% 既修2年 73.5% 全受験者 69.3%	未修1年 64.4% 未修2年 63.8% 既修2年 70.0% 2年次生 67.9%	未修1年 62.1% 未修2年 64.6% 既修2年 69.1% 全受験者 65.8%